

環境保全型ブロックの壁体重量確認の簡素化について

令和元年 9 月 10 日

東 広 島 市

1 趣旨

環境保全型ブロックの製品選定においては、設計図書（特記仕様書等）により、当該工事における壁体重量などの条件を指定し、事前に監督職員の承認を得ることとしている。

平成 30 年 7 月豪雨災害の復旧工事に伴い、環境保全型ブロックを使用する工事が多く発注されることから、従来工事ごとに実施していた壁体重量（使用中詰材を含めた）の確認を、次の方法により省略できるものとする。

2 内容

(1) 壁体重量工場確認による方法：方法1

製造者（メーカー）からの壁体重量確認申請を受け、市が工場にて、ブロック及び各種中詰材を含めた壁体重量確認を実施し、その結果をホームページで公表する。受注者は、使用する資材の組み合わせが市ホームページで公表されているものと同一であれば、現場での壁体重量確認を省略できる。

●製造者の手続き

【通常申請】

- (1) 環境保全型ブロック資材一括承認申請及び壁体重量確認申請
- (2) 壁体重量工場確認：検査課が工場にて各ブロックと各中詰材の壁体重量確認に立会
- (3) 壁体重量確認結果の公表：ブロック製品名・規格＋中詰材製造者・規格

【随時申請】

製造者から新たな中詰材での壁体重量確認（市職員立会必須）を行った結果を市に申請した場合は、結果公表に追加できる。

●受注者の手続き

使用する資材の組み合わせが市ホームページで公表されているものと同一である場合、

- ① 材料承認時の添付書類の提出を不要。
資材承認願いの鏡等へ製品名、規格、会社名、「承認番号」を記載する。
- ② 現地での壁体重量確認を省略する旨を打合せ簿に記載し提出。

(2) 他工事の壁体重量確認結果による方法：方法2

壁体重量を満足していることが他の工事での実績により確認できる場合は立会等を省略することができる。

確認結果の書類提出及び確認方法は、「コンクリートブロック積（空積）擁壁における壁体重量検査の簡素化について（参考送付）県技術企画課（令和元年 7 月 31 日）」によるものとする。ただし、「広島県土木建築局発注工事であること」とあるのは、「東広島市発注工事」と読み替える。

3 対象工事

すべての土木工事

4 適用期間

令和元年 10 月予定（承認後）から適用（毎年更新）

方法1【壁体重量確認のフロー】

